

「子育ての危機は 人類の危機」

児童虐待防止法施行15年をひもとく

設立と電話相談事業

子ども虐待防止ネットワーク・みやぎ、通称「キャプネット・みやぎ」が設立したのは1999年10月です。設立はこの問題に関心を寄せて民間団体設立を模索していた村松敦子弁護士と、依存症臨床の場で家族の暴力問題に関わっていた石川達精神科医との出会いがきっかけでした。この2人のネットワークを軸に、弁護士、児童福祉施設関係者、医師、ソーシャルワーカー、関連NPO活動家など20名程のメンバーが準備委員会を立ち上げたのは1998年1月のことでした。

まずは民間の電話相談を開設することをめざして10ヶ月の準備期間を経て設立となりました。

現在も30名程の市民ボランティアが電話相談員として実働を担い年間500件程の相談を受けています。

児童虐待防止法の施行

設立から1年後には虐待問題を抱える母親を支援するための「ブルーパーク」を立ち上げ、仙台市内で週一回定期開催するようになりました。

この年の2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」（以後児童虐待防止法と略す）が議員立法で成立、施行されました。この問題に関わる関係者にとって待ち望んだ法律であり、その後の具体的対策に大きな弾みになったことは事実です。それまでは虐待という定義さえなかったことを思えば、法的にこの問題が定義、認知されたことは何よりも重要なことでした。

キャプネット・みやぎでは2003年から2005年にかけて全国の虐待死事例の調査検証を行い、その報

告書を基に『子ども虐待地域対応ハンドブック』虐待死事例調査研究「43の警鐘」に学ぶ』を発行しました。また、この知見を広めるために県内の関係機関を対象に巡回研修を実施しました。

ネットワークによる対応

虐待という問題が立法によって国民に周知されるに従い、全国の児童相談所の虐待受理件数はうなぎ上りとなりました。その結果、課題が次々に噴出し、対応が現状に追いつかない状況が生まれたのです。それは現在も変わっていません。怖いのは、社会や関わる関係者がそれに慣れてしまつてことです。巡回研修を実施したのはこうした背景があったからです。

行政機関である児童相談所だけでは対応しきれない状況に追い込まれ、2003年には児童福祉法、児童虐待防止法の改正により要保護児童対策地域協議会というネットワークを全国の自治体に立ち上げる政策が打ち出されました。

母子・児童福祉行政、教育・保育機関、警察、民生委員主任児童委員、医師会、弁護士会、民間団体などの構成員による地域ネットワークによる対応が基本とされました。

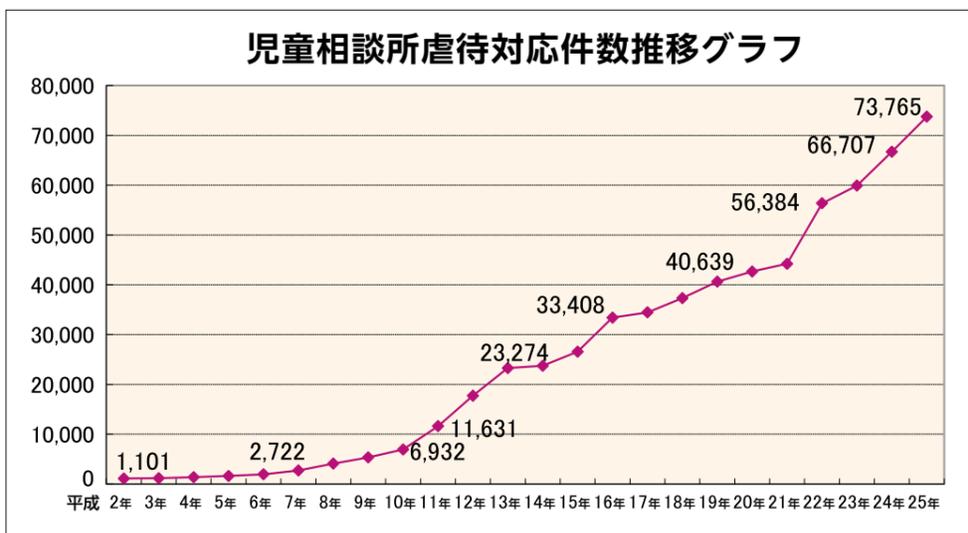
を各地で行っています。

の対策にとっても重要です。子育てが「子育て」といわれるほど現在の養育者は孤立しがちです。虐待は特殊な親の問題ではなく、子育て環境の変化によって養育者であれば誰でも起こりうる問題です。ストレスと孤立いう要素があれば虐待の芽は容易に出現します。

地域福祉の観点から虐待の問題を考えると、養育者と家族を孤立させないことが最も重要な課題であり、その対策に国、自治体、関係機関がどう機能するかが問われています。しかし残念ながら児童虐待防止法では養育者支援の具体的手当は行われていません。

子育て支援の国の予算はかなり計上されるようになっていますが、多くは広場事業など、健康度の高い養育者向けの支援事業であり、虐待の問題を抱えている養育者や家族を支える資源は乏しい現状です。

それに危機感を感じている民間の支援団体が、「母親のグループワーク」、「コンモンセンス・ペアレンティングプログラム」、「フーバディズ・パーフェクトプログラム」、「ホームスタート」など海外からの養育者支援プログラムを取り入れて普及活動



キャプネット・みやぎでも先述の母親グループの他に具体的な子どもとのコミュニケーションの取り方をトレーニングする「コンモンセンス・ペアレンティングプログラム」を2012年から取り入れ、1クール6回のプログラムを年3回実施しています。つい子どもにきつく当たってしまう悪循環を具体的に防止するコミュニケーションを身につけるプログラムです。

児童虐待防止法が施行されて15年経過した現在も虐待死を含む深刻な事件が後を絶ちません。

人類はあらゆる課題を抱えながらも、それを他者との繋がり、協働、共生の智慧と文化で進化してきました。子育ても例外ではありません。

「昔に比べて今の親は・・・」と批判にさらされがちです。しかし地域のコミュニティが急速に失われていく中で、隣近所が子育てに自然と関わる文化も失われ、それに加えて家族の機能も低下しています。実家から物理的、心理的に離れて、家族間の関係性も情緒的関わりを持つ余裕もありません。

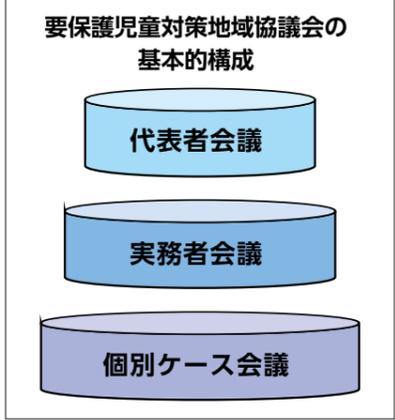
有史以来これほど親だけが頑張つて子育てしなければならぬ社会はなかったのではないのでしょうか。

最近、13才の中学生が深夜から早朝にかけて外を徘徊し、殺された事件が大々的に報道されました。それに伴うニュース番組で、あるひとり親家庭の少女がインタビューに応えていました。「母は朝から晩まで必死に働き、私はその寂しさからプチ家出を繰り返していました。でも2、3日家出しても母は何も言いませんでした」

「孤立した子育て」とは人間が成長するプロセスに大きな影を落とし、その後の人生に訳の分からない「生きにくさ」をもたらす成人の問題となります。

子育ての危機は人類の危機に直結する課題です。子どもの虐待の問題は実に裾野の広い、深い問題であることを理解した取り組みが今後一層求められます。

キャプネット・みやぎ
電話相談 022-265-8866
月～土 10時～13時



仙台市ではこの法改正の前から区ごとにネットワーク会議を立ち上げ、キャプネット・みやぎは設置当初からその構成員として関わり、法改正後も継続しています。

少子化社会といわれる中で、認知される虐待件数が増え続けている背景に何があるのか、この視点が今後

孤立を防ぐ家族支援の重要性

孤立を防ぐ家族支援の重要性

